

平成29年度県管理の河川区域内における支障木伐採利用事業に係る補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、県管理の河川区域内における支障木伐採利用事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、県管理の河川区域内における支障木伐採利用に係る取扱要領（以下「取扱要領」という。）及び山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。）（以下「県規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、取扱要領4（4）の認定通知を受けた者（以下「支障木伐採利用者」という。）の条件悪地に係る伐採利用に要する経費の一部について支援することを目的として予算の範囲内において交付する。

(補助の対象及び金額)

第3条 補助の対象は、支障木伐採利用事業の条件悪地での伐木・集積及び搬入路整理に要する経費（以下「支障木伐採利用事業に要する経費」という。）とし、伐採面積100m²当たりの伐採量等により定める別表の基準額に伐採面積を乗じて得た額以内の額とする。

(支障木伐採利用者から交付申請)

第4条 支障木伐採利用者の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日まで、補助金交付申請書（別記様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

(支障木伐採利用者への交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときはすみやかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、支障木伐採利用者の代表者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付すことがある。

(概算払い)

第6条 知事は、前条の規定による交付決定通知後、補助金の概算払いを実施済み面積により算出した補助金を超えない範囲内において行うことができるものとする。

2 支障木伐採利用者の代表者は、概算払いによる支払を請求しようとするときは、あらかじめ、概算払い請求書（別記様式第3号）を、知事に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第7条 支障木伐採利用者の代表者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を、知事あてに提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は無効とする。

(補助対象の変更)

第8条 支障木伐採利用者の代表者は、第5条第1項による交付決定を受けた内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ支障木伐採事業変更承認申請書（別記様式第4号）を、知事あてに提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことがある。

3 第1項の軽微な変更は次に掲げるものとする。

(1) 補助対象面積の25パーセント以内の増減。

(事業の中止又は廃止)

第9条 県規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）により知事の承認を受けなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は、県規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

(検査等)

第11条 知事は、補助金の交付の適正を期するため必要があるときは、支障木伐採利用者の代表者に対し報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、前項の検査により、取扱要領、県規則及びこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、支障木伐採利用者の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(実績報告)

第12条 支障木伐採利用者の代表者は、事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第7号）と別に定める関係書類を、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告にかかる伐採利用の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支障木伐採利用者の代表者に対して補助金確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の審査にあたり、必要があるときは、支障木伐採利用者の代表者に対して報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告にかかる事業が適正に行われたかどうか調査することがある。

3 知事は、前項の検査により、取扱要領、県規則及び本要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、支障木伐採利用者の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることがある。

(補助金の精算等)

第14条 支障木伐採利用者の代表者は、前条の規定による補助金の額の確定後、既に交付した補助金額に過払額が生じたときは、当該過払額を返納するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

(1) 支障木伐採利用者の代表者が、取扱要領、県規則若しくは本要綱又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 支障木伐採利用者の代表者が、補助金を支障木伐採利用事業に要する経費以外の用途に使用した場合

(3) 支障木伐採利用者の代表者が、補助活動に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消し部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 本条の規定は、補助活動について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助事業の経理等)

第16条 支障木伐採利用者の代表者は、補助事業についての会計帳簿を備え、事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。この場合、他の経理と区分して行うか又は内容表示等をもって行うかは選択できるものとする。

2 支障木伐採利用者の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 そのほか、支障木伐採利用者の代表者は、この要綱に定めのないことについては、知事の指示に従うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

別表

100m ² 当たりの伐採量	基準額 (1m ² 当たり)
0.6m ³ 未満	151円
0.6m ³ 以上 0.7m ³ 未満	141円
0.7m ³ 以上 0.8m ³ 未満	132円
0.8m ³ 以上 0.9m ³ 未満	122円
0.9m ³ 以上 1.0m ³ 未満	112円
1.0m ³ 以上 1.1m ³ 未満	103円
1.1m ³ 以上 1.2m ³ 未満	93円
1.2m ³ 以上 1.3m ³ 未満	83円
1.3m ³ 以上 1.4m ³ 未満	73円
1.4m ³ 以上 1.5m ³ 未満	64円
1.5m ³ 以上 1.6m ³ 未満	54円